

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

- ・計画対象区間は、利根川中流圏域内河川において、県が管理する一級河川のうち表 - 3.1に示す区間とする。
- ・計画対象期間は、利根川中流圏域内の一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後30年間とする。なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うこととする。

表 - 3.1 計画対象区間

河川名	計画対象区間	延長
菰川	菰川橋（市道）から作橋（市道）まで	1,850m
粕川	飯玉堰から赤堀橋（国道50号）まで	200m
男井戸川	粕川合流点からJR両毛線交差点上流まで	1,890m
桃ノ木川	桃木橋（国道17号）下流300mから法華沢川合流点まで	1,000m
寺沢川	2号橋（市道）から泉下橋（県道）まで	2,500m
藤沢川	藤沢橋（県道）から群馬用水下流まで	2,560m
竜の口川	村道橋から行人山橋（村道）上流270mまで	1,340m
利根川	群馬大橋（国道17号）から大渡橋（県道）まで	2,000m

第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

- ・利根川中流圏域の河川において、沿川の人口・資産の状況、現況の流下能力、災害の発生状況等や群馬県他河川とのバランスを考慮して、5年に1回程度から10年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。
ただし、桃ノ木川及び広瀬川は、築堤河道をなし、前橋市や伊勢崎市の市街地を流下する主要河川であるため、越水破堤した場合に想定される被害の発生状況を考慮して、概ね100年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。
また、広瀬川の主要支川である粕川は、概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。
利根川は、下流の玉村町（五料橋）から計画対象区間までの現況流過能力から概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水による氾濫を防止することを目標とする。
- ・利根川中流圏域内に発生する内水による家屋の浸水については、関係する市町村と連携を図って被害の軽減に努める。

第3節 河川の適正な利用と正常流量の確保に関する事項

- ・利根川中流圏域の河川において水質、動植物の生息生育に配慮した水環境保全のため、そして河川の水利用が支障なく行われるために、最低限維持する流量の具体的な数値については、広桃用水等の用水供給に影響されることから、各用水の取水量や取水系統を考慮し、河川においては水位・流量や流域内の降雨などの河川情報を観測収集し、今後慎重に検討を行うこととする。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

- ・水質が良好な河川や茂った河畔林の多い河川など、自然が豊かで多くの動植物が生息・生育している地域については、動植物を可能な限り保全し、自然を活かした水辺環境の整備を行う。
- ・コンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵、みお筋等を整備し動植物が生息・生育できるような水辺環境の整備を行う。
- ・市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の方々の意見をふまえ、気軽に人々が川に親しむことのできる水辺空間の整備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育に適した環境の保全・整備に努める。
- ・上記の整備にあたっては、特に貴重種の生息が確認されている場合、専門家の意見を聴くなどして動植物の生息・生育に適した環境の保全・整備に努める。
- ・河川の水質や河川空間の保全・改善に取り組むとともに、下水道、環境部局などの関係機関及び地域住民との連携を図る。
- ・水辺景観の保全、利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、農業や発電等の利水者と十分な連絡調整を図る。